

風水害時等における避難所動員方針

1. 趣旨

草津市地域防災計画風水害等対策編第4部第1章第2節 動員計画に基づき「草津市職員警戒体制時動員計画」を定めているところであるが、気候変動に伴う災害の頻発化や、避難情報の発令基準の改正により避難情報の発令が増加していることから、通常の動員計画によらない動員の必要性が高まっており、風水害時の円滑な職員の動員を目的とし、方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

風水害時：暴風、豪雨、豪雪、台風、土砂災害、洪水等の風水害が発生し、または発生するおそれがある場合

3. 動員の方針

① 避難所の体制

避難所における職員の体制は2名体制とする。

避難所の開設時間は夜間に及ぶことが想定され、1名での対応は、危険が伴うことから2名体制とする。

② 前線基地班を含む避難対策部内での動員

風水害時において避難所の開設を行う場合は、前線基地班を含む避難対策部内での動員も行うものとする。

複数の避難所を開設した場合、避難所班（原則として保育所およびこども園の職員は除く。）の人員が限られていることや、夜間に開設した場合、翌日の業務への影響を鑑み、避難対策部内で対応する。

③ 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、避難所班の業務とする。風水害における帰宅困難者対策施設は、市民交流プラザおよびキラリエ草津とし、動員する人員は各施設6人とする。なお、動員は②と同様に扱う。

4. 開設する避難所

① 地域まちづくりセンター（14施設）

② 隣保館（4施設）

③ 自主避難所（5カ所）

④ 市民交流プラザ・キラリエ草津（2施設：帰宅困難者）

なお、自主避難所については、今後、町内会の自主的運営を促し、市職員の派遣を行わない方向で検討を進めるが、地域との調整が必要となる。